

## ◎児童手当法の一部を改正する法律

(平成一九年三月三十一日法律第二六号)

### 一、提案理由 (平成一九年三月一六日・衆議院厚生労働委員会)

○柳澤国務大臣 ただいま議題となりました二法案について、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

まず、児童手当法の一部を改正する法律案について申し上げます。

我が国における急速な少子化の進行等を踏まえ、総合的な少子化対策を推進する一環として、子育てを行う家庭を経済的に支援することが喫緊の課題となっております。

このため、三歳に満たない児童に係る児童手当等の額を引き上げることにより、これらの児童の子育てを行う家庭の経済的負担の軽減等を図ることとし、この法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案の主な内容について御説明申し上げます。

三歳に満たない児童に係る児童手当及び附則第六条第一項の特例給付の額を、一月につき、一万円に三歳に満たない児童の数を乗じて得た額に引き上げることとしております。

なお、この法律は、平成十九年四月一日から施行することとしております。

…………… (略) ……………

以上、二法案の提案理由及びその内容の概要について御説明申し上げます。

何とぞ、御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

### 二、衆議院厚生労働委員長報告 (平成一九年三月二〇日)

○櫻田義孝君 ただいま議題となりました両案について、厚生労働委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

…………… (略) ……………

次に、児童手当法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、我が国における急速な少子化の進行等を踏まえ、総合的な少子化対策を推進する一環として、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減等を図る観点から、三歳に満たない児童に係る児童手当の額を一月につき一万円に引き上げようとするものであります。

本案は、去る三月十五日の本会議において趣旨説明が行われ、同日本委員会に付託されました。本委員会では、翌十六日柳澤厚生労働大臣から提案理由の説明を聴取し、本日質疑を行った後、討論、採決の結果、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決しました。

以上、御報告申し上げます。

### 三、参議院厚生労働委員長報告 (平成一九年三月二八日)

○鶴保庸介君 ただいま議題となりました法律案につきまして、厚生労働委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、我が国における急速な少子化の進行等を踏まえ、総合的な少子化対策を

推進する一環として、三歳に満たない児童の子育てを行う家庭の経済的負担の軽減等を図る観点から、児童手当の額を引き上げようとするものであります。

委員会におきましては、今回の改正における乳幼児加算の考え方、児童手当の給付水準の在り方、平成二十年度以降の児童手当に係る財源の確保策、附則第七条の小学校修了前特例給付に係る規定を見直す必要性等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、民主党・新緑風会を代表して足立信也理事より反対する旨の意見が述べられました。

討論を終局し、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。

○附帯決議（平成一九年三月二七日）

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一、今後の少子化社会における児童手当制度の在り方については、子育てを行う家庭の経済状況の実態にかんがみ、安定的な財源の確保を図りつつ、支給対象児童の範囲、支給期間、支給額等について更なる検討を行い、制度の充実に努めること。

二、将来にわたって安心して子どもを生み育てられる社会を実現するため、児童手当を含めた少子化対策のための国・地方を通じて必要な財源の確保については、政府を挙げて検討し、適切な対応を講ずること。

三、本委員会における審議の過程において、本法律案により小学校修了前特例給付の一部が支給されなくなるのではないかとの指摘があったことを踏まえ、その施行に当たっては、従前どおりの支給が確保されることについて十分に周到な周知徹底を図り、円滑な支給がなされるよう努めること。

右決議する。